

國際金融

—通貨と制度—

有斐閣双書

国 際 金 融

— 通貨と制度 —

村 野 孝 編
松村善太郎



有斐閣双書

* 入門・基礎知識編 *

編 者 紹 介

村 野 孝
むら の たかし

1910年生, 1935年・東京大学経済学部卒, 東京銀行調査部長を
経て, 現在・国学院大学経済学部教授

主著 『国際通貨制度』(共著)(日本経済新聞社)
トリフィン『金とドルの危機』(共訳)(勁草書房)
『金・ドル・ポンド』(共著)(至誠堂)

まつむら ぜん たろう
松村善太郎

1915年生, 1939年・大阪商科大学卒, 三菱銀行, 和歌山大学を
経て, 現在・大阪府立大学経済学部教授

主著 『国際通貨ドルの研究』(ダイヤモンド社)
『世界通貨の研究』(日本経済新聞社)

有斐閣双書

国 際 金 融

¥ 550.

昭和43年11月30日 初版第1刷発行
昭和45年12月10日 初版第4刷発行

編 者

村 野 孝
松 村 善 太 郎

発 行 者

え ぐさ ただ あつ
江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2~17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)
郵便番号 [101] 振替口座東京370番
本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前
京都支店 [606] 左京区北白川追分町1

印刷 暁印刷株式会社・製本 稲村製本所
© 1968, 村野 孝・松村善太郎. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

1333-096111-8611

は し が き

アメリカの強大な生産力と巨額の金準備をふまえたドルを基調とし、IMFという機構によって組織化され強化された、現行国際通貨体制も、動揺に直面し、危機におちいった。おそらく世界のだれも想像すらできなかった事態であり、現代世界史の最大のできごとの1つであるというべきであろう。当然ながら、このきわだった問題のジャーナリスティックな、また、センセーショナルな記述や解説はさておき、問題の本質の解明と対策の樹立とを志した著書・論文はおどろくほどの数にのぼっている。本書もまたその1つである。しかし本書は研究であるとともに、解説でもある。したがって執筆者は研究向きよりは解説向きの用語と表現とを用いることに配慮した。この配慮が成功しているかどうかは読者の批判にまっほかはないが、一般的に理解しにくいという国際通貨制度・国際流動性の問題をテーマとする書の1冊としての意味はあるものと考える。

さて本書は、国際通貨の進化の歴史をあとづけることによって、現行国際通貨制度を支配する経済法則の発見につとめ、これに基づいて今後の制度発展のあるべき姿を解明したものである。執筆にあたって、学者とともに、第一線に活躍する実務家の参加をえたので、理論的側面と技術的側面の調和と融合がはかられていることは、数多い類書のなかにあって、本書の1つの特色といえるであろう。

さらに本書のもう1つの特色は、各執筆者の基本認識が大筋において一致していることである。『オッソラ報告』をはじめ、国際金融に関する共同研究は、これまで内外に数多く現われたが、いずれも基本認識において一致せず、不一致の一致の報告に終わっている。しかるに本書は、問題のとりあげ

はし が き

方、接近の仕方において論者それぞれ多少の相違はみられるものの、基本認識においてはなほだしいへだたりが感じられず、いわば一致のなかの不一致を示すにすぎない。

それでは本書を一貫する理論的一致点は何かといえ、およそつぎのような諸点があげられよう。

1. 商品交換の世界では、統一的価値尺度と価格基準は廃止できない。したがって価値尺度としての金の機能は現行制度においてはもちろん、将来の制度においても無視できない。すなわち本書のなかでは、

a. 金が本位貨幣となり、世界貨幣となると、他の商品がその地位にとって代わることは純理論的に不可能でないとしても、実際的には現在では、全くないといってよい（第3章）。

b. IMF 平価はあくまで金平価であって、金以外には存在しないのである。……したがって将来アメリカ・ドルの金との確定兌換が失われることになれば、IMF の金平価は有名無実となり、現行ドル体制はもちろん、IMF 体制は根底からくつがえされることになる（第5章）。

c. 金とリンクしない SDR は流動性の量的拡大に役立っても国際通貨制度の質の改善には無力である（第4章）。

d. 金の価値尺度としての機能以外は他の代用通貨で代理することが可能である（第3章）。国際通貨改革案では金の廃位をほのめかすものはあるが、それは支払手段としての金の廃位であって、いかなる改革案においても通貨の金価値を与えることは認めているので、価値尺度としての金を廃位していないのである（第1章）。

2. 経済法則はそれが成立する経済的基礎があるかぎり人為的に廃止することができない。したがって政治的な国際金融協力には経済法則に照らし限界がある。

すなわち本書では、

- a. ケインズのトランスファー理論はイギリス的性格が顕著であり、『サラント報告』のフィードバック理論はドル防衛的性格をもつ（第8章）。
- b. ドル保有の国際金融協力は、ポンド切下げによって崩れ出した（第5章）。
- c. フランスの金本位制復帰や金価格の引上げ提唱は、「フランスの栄光」をめざすゴーズムの現われではなく、ドルの優位にたいする挑戦でもない。根本的には、ドル・ポンド動揺にもとづく現行国際通貨体制に対する不信の念が生み出したものである（第6章）。

3. 従来数多くの国際通貨制度の改革案が流産の歴史を繰返したのは、経済法則にかなった国際的金処理に失敗したためである。現下の急務は正しい金処理の方法を工夫することである。

これに関し、

- a. 現行国際通貨体制の成立過程にさかのぼって金処理の方法が検討される。金価格は理事会が決定するとしたケインズの「国際清算同盟案」が排除され、「ホワイト原案」の超国家性は、修正案に矮小化されて、金保有国アメリカに適合的という意味で国民主義的なものに変質させられた。「ホワイト修正案」を踏襲する IMF は金の管理者ではなく、その管理者アメリカの代理人にすぎない（第2章）。
- b. IMF 増資の方法による国際流動性の増加の方法には金の処理の方法から限界ができてきた（第4章）。
- c. 将来のビジョンとしては IMF のゴールド・センター転化案（第5章）、金価格引上げを契機とした金の国際集中管理制への移行（第3章）などが示されている。

ここ数年、国際金融の研究は実証家と学者の双方によって進められ、制度

改革案も数多く発表されたが、前者は政治的理由から世界貨幣金の役割を故意に不問に付し、後者は最近の金融理論の傾向から価値尺度としての金の存在を軽視したので、国際金融理論は「貨幣抜き金融論」となり、政治論とみられるようにさえた。これをあきたらなく思うわれわれは、従来、政治論として取扱われてきた問題にも貨幣論の基礎づけを行ない、もっぱら経済問題として理解し処理しようとした。もちろん政治の無視ではなく、政治的決定論を拒否したまでである。かくてわれわれが到達した共通の結論といえばつぎのように要約することができるであろう。

現在の国際通貨制度のもとでは、いかに強力な国際通貨協力によっても金の廃貨を実現することはできない。これを志向した SDR 制、金二重価格制は、その後の金自由市場、産金国南アフリカ、中立国スイスなどの動きからみて早晚行詰まることが予想せられる。観念的、政治的に安楽死させられたはずの金が、今後も生きて活躍する余地がまだまだ残されているように思われる。金の廃貨を仮想した制度改革案は砂上の楼閣であろう。さし当たっての建設的提案としては、金は君臨すれど支配しない (Gold reigns, but not rules) 体制をつくることであり、金の安楽死 (Euthanasia) ではなく、金の安楽眠 (Eudormire) の状態をつくり出すのが精いっぱいということである。

最後に、本書の企画は昨年夏であったが、その後、ボンドの切下げ、ゴールド・ラッシュなど国際通貨・金融上の重大事件が続発したため、それらの多くを本書にとり入れるべく出版が予定より大分おくれることになった。しかしそれだけ本書の内容をアプ・ツー・デートにすることができた。その間、忍耐強く最後までお世話下さったのは有斐閣編集部池淵昌、千葉美代子両氏であった。このことを特記して深く感謝の意を表したい。

1968年10月5日

編 者

目 次

第 1 章 国際通貨の本質と発展	1
Ⅰ 国際通貨の原理	1
貨幣＝金 (1) 鋳貨＝国民的貨幣 (2) 世界貨幣 (3) 国際通貨 (4) 外国為替手形 (4) 国際信用通貨 (5) 在外残高 (6) 金債務の相殺 (7)	
Ⅱ 国際金本位制と国際通貨	7
国際金本位制 (7) 為替と物価 (8) 国際収支の調整 (10) 割引率引上げの効果 (11) 金融中心地 ロンドン (12) 国際通貨ポンド (14)	
Ⅲ 金為替本位制と国際通貨	15
金為替本位制の特徴 (15) 金の節約 (16) ジェノヴァ決議 (16) 複数国際通貨 (17) 物価下落 (18) 金為替移動の効果 (19) IMF の成立 (20) 国際通貨ドル (21) 物価騰貴 (22) 国際収支赤字と国際流動性 (23)	
Ⅳ 国際通貨発展の方向	24
国際通貨の基礎 (24) 国際清算同盟案 (25) 清算同盟の現代版 (26) 金の廃貨は可能か (27) 参考文献 (28)	

目 次

第2章 現行国際通貨体制の成立過程	29
Ⅰ 現行国際通貨体制とその背景	29
Ⅱ 第2次大戦後の国際経済体制原理の成立過程	30
「大西洋憲章」の起草 (30) アメリカの修正 (31)	
イギリスの再修正 (33) 米英の妥協 (34) 「大西洋憲章」の意味 (35) 「相互援助協定第7条」・「考慮条項」 (37) 「第7条」・「考慮条項」の内容 (38) 「第7条」の成立過程 (39) 「考慮条項」(原草案)とケインズ (41) ケインズの真意 (41) 「考慮条項」と米英政府交渉 (43) 「考慮条項」の本質 (45) チャーチルの弁明と妥協 (46) 「考慮条項」・「第7条」の意味 (47)	
Ⅲ 現行国際通貨体制の成立過程	48
IMF体制の系譜 (49) 「ホワイト案」(50) 「ホワイト原案」(51) 「ホワイト修正案」(53) 安定基金案の長所と短所 (53) 「ケインズ案」(56) 流動性供給メカニズム (56) 国際的な調整過程 (59) パンコールの本質 (60) 「ケインズ案」と金 (61) IMFの成立過程 (62) IMFの性格 (63) 現行国際通貨体制の危機とIMF (66) 参考文献 (66)	
第3章 国際通貨制度における金の役割	69
Ⅰ 「世界貨幣」としての金の役割	69
不換紙幣の流通範囲 (69) 金は世界的な価値尺度	

(70) 貨幣としての金の適性 (71) 金と国内通貨との関係 (72) 世界貨幣としての金の役割 (73)	
Ⅱ 金の価格と生産	74
金の生産方法 (74) 金の価格の意味 (75) 物価と金価値、金価格との関係 (75) 金生産変動の要因 (76) 最近の金生産 (78) 最近の金需要 (79)	
Ⅲ IMF 体制における金	81
金為替としてのドル (81) 自由市場での金価格 (82) 金プール制の意義 (83) ドルによる金管理説 (83) ドルによる金価格支持説 (84) 金為替本位否定説 (85)	
Ⅳ 金の将来	86
金の二重価格制の成立 (86) 二重価格制の意義と機能 (87) 金は廃貨されるか (88) 金の集中管理 (89) 金価格の引上げと新通貨の発行 (89) 金廃貨説 (90) 参考文献 (91)	
第4章 IMF のメカニズム	93
Ⅰ IMF の成立	93
ブレトン・ウッズ体制の成立 (93) IMF の意義 (94)	
Ⅱ IMF 体制のメカニズム	95
概要 (95) 平価の設定と変更 (96) 為替制限の撤廃 (97) 資金援助 (98) 機構とクォータ (100)	

Ⅲ IMF 体制の発展	101
資金供給体制の整備 (101) スタンド・バイ・クレ ジット (102) 第1次産品価格変動補償融資 (103) 増 資 (103) 為替制限の除去 (106) 為替の安 定 (107)	
Ⅳ IMF 体制の補強	108
IMF の機能強化 (108) 一般借入協定 (109)	
Ⅴ SDR と IMF 協定の改定	112
IMF 協定の改定 (114) 参考文献 (115)	
第5章 国際流動性問題	117
Ⅰ 流動性問題の基礎にあるもの	117
IMF の金平価 (117) 基軸通貨国の責任 (117) ドルの創出 (120) 世界銀行 (121) サウンド・ バンキング (121) 基軸通貨国の対外準備ポジショ ン (122) 全額正貨準備制 (123) 多極的信用創造 (124)	
Ⅱ 取引通貨と準備通貨	125
世界的国家の信用創造 (125) 取引通貨と準備通貨 の定義 (126) 民間保有ドル (127) 通貨当局保有 ドル (128) ユーロ・ダラー (129) 世界の準備資 産の構成 (130) 金選好は貨幣選好 (130) 動態的 な世界経済とドルの安定 (131)	
Ⅲ 国際流動性のジレンマ	132

流動性ジレンマ (132) 基礎的ジレンマ (133)

Ⅳ 国際通貨制度の改革 134

流動性の量的増加 (134) 流動性不足論 (135) 西
欧的改革案「過去の清算」(137) 米英的改革案, 流
動性増強 (140)

Ⅴ SDR の出現と国際通貨制度の将来..... 142

SDR の採択 (142) 保有限度額 (143) IMF クレ
ジットとの比較 (144) 世界通貨としての SDR の地
位 (145) SDR とゴールド・ラッシュ (146) 国
際金融協力の弛緩 (147) ポンド切下げとゴール
ド・ラッシュ (148) IMF の活用 (150) IMF の
金集中メカニズム (151) IMF の過去の清算 (153)
参考文献 (153)

第 6 章 EEC 通貨統合の問題155

Ⅰ 通貨, 金融統合政策の発展..... 155

ローマ条約の通貨統合に関する規定 (155) 通貨,
金融統合の立後れ (156) 1964 年以降の金融協力体
制の発展 (157) 調整困難な加盟国間国際収支の不
均衡 (158)

Ⅱ 共通計算単位設定の意義 160

通貨同盟形成に必要な諸条件 (160) 単一貨幣制度
設立に至る過程 (161) 共通計算単位の採用 (161)
為替レート固定化の必要 (162) ユニット・オブ・

目 次

アカウント建て債券の発行 (163)

Ⅲ 共通通貨発行の可能性 164

ポンド切下げの際にとられた6ヵ国の共同歩調 (164)
道遠き共通通貨の発行 (165) EEC 通貨は国際通貨
になりうるか (166) 共通通貨の価値基準をどこに
求めるか (167) 通貨ブロック結成の可能性 (169)

Ⅳ ポンド処遇の問題 170

ポンドの地位に対するイギリスの自負心 (170) EEC
加盟の障害要因になってきたポンドの信認低下 (171)
ポンドの非準備通貨化を要求するフランス (172)
ポンド切下げによって条件の悪化したイギリスの EEC
加盟 (173)

V SDR に対する EEC 諸国の考え 175

ストックホルム会議の決定にフランスが棄権した理由
(175) SDR の慎重な運営を要望する他の5ヵ国
(175) 功を奏した EEC の共同歩調 (177) SDR
の役割に対する評価 (178) 参考文献 (179)

第7章 低開発国と国際金融協力 181

I 低開発国の開発金融と国際流動性 181

開発金融と流動性の結合 (182) 結合の内容と妥当
性 (183)

Ⅱ 低開発国の貿易拡大と地域的金融機構 186

地域決済および支払取決めのメカニズム (187) 地

域準備基金と通貨同盟 (189)	中米決済機構の成功 (191)	その他の支払取決め (192)
Ⅲ 低開発国の国際収支と補足融資	194	
補足融資制度の目的と特長 (194)	補足融資計画案の概要 (196)	補償融資から補足融資へ (197)
Ⅳ 低開発国の国際流動性と IMF	199	
国際収支の調整策と国際流動性 (199)	低開発国の国際流動性増強 (200)	IMF と低開発国 (201)
参考文献 (203)		
第8章 国際収支調整の理論と現実	205	
Ⅰ ドル危機と国際収支調整論	205	
Ⅱ トランスファー理論における2つの立場	206	
古典的自動調整論 (206)	ドイツ賠償金支払論争 (207)	「古典的」立場 (208)
「近代的」立場 (208)	通説的解釈とその問題点 (209)	
Ⅲ トランスファー理論の現実的意義	210	
「対等2国」の前提 (210)	先進国イギリスのばあい (211)	周辺諸国のばあい (212)
ケインズの現実認識 (213)	経常収支と資本収支 (215)	
Ⅳ トランスファー理論の展開	216	
完全雇用の前提 (216)	トランスファー理論の展開 (217)	金本位制の限界 (218)
管理通貨制の国際的側面 (218)		

目 次

V 現行国際通貨制度のもとにおける国際収支調整 220

アメリカの国際収支 (220) 現行国際通貨制度の役割 (222) アメリカ以外の国の国際収支調整 (223)
ドル危機の必然性 (224) ハンセンの提案 (226)
国際金融協力の意義と限界 (227)

VI ドル防衛策の展開 229

「サラント報告」(229) フィードバック理論 (229)
地域主義の性格 (232) ドル防衛問題の深刻化 (234)
参考文献 (236)

第9章 国際決済のメカニズム 239

I 外国為替の意義 239

国際経済取引 (239) 取引通貨 (241) 為替 (241) 外国為替の本質 (243) 国際貸借決済と外国為替 (247)

II 外国為替相場 247

外国為替相場の意義 (247) 為替平価 (249) 外国為替相場の建て方 (250) 外国為替相場の種類 (251)

III 為替操作の基本的形態 258

為替操作の意義 (258) spot operation (259)
outright operation (259) swap operation (259)
参考文献 (262)

索引 263

第1章 国際通貨の本質と発展

I 国際通貨の原理

貨幣 = 金

貨幣は商品流通のなかから発生する。生産物の交換は偶然的な交換にはじまるが、それが規則的な交換に発達していくのに応じて、生産物は商品に転化し、それとともにそれら商品のうちから1つの貨幣商品が生みだされてくる。無数の商品が全面的に交換されるためには、諸商品の価値を統一的に表現するような共通の価値尺度たる商品が必要とするからである。すべての商品の価値がこの価値尺度商品をもって表現されているとすれば、すべての商品は価値尺度商品へ転形（販売）することによってその価値を実現する。この過程は逆にいえば、価値尺度商品がすべての商品へ再転形（購買）可能なことを意味しており、したがって価値尺度商品は一般的な商品交換の手段を提供するのである。このような価値尺度および交換手段の機能を果たす商品が貨幣にほかならない。それは他の商品と同じ商品であるが、すべての商品の価値尺度とされることによって貨幣となるのである。

どのような商品が貨幣商品となるかはそのときの事情による。われわれはいろいろな原始的な貨幣が存在したことを知っている。けれども貨幣商品はしだいに貴金属に固定されてくる。それというのが金銀の素材的性質はすぐれて貨幣機能を営むに適しているからである。こうして金銀が貨幣となつてからすでに久しい。しかし2つの価値尺度が存在することは矛盾するので、

銀は前世紀いらい各国で貨幣廃位されるに至り、現在では金のみが貨幣となっている。

鑄貨 = 国民的貨幣

貴金属貨幣はがんに地金のまま秤量貨幣として流通したものであったが、それは交換のつど試金秤量を要した。

こうした手数を省くために、地金に品位重量を保証する刻印が打たれるようになり、貴金属貨幣は鑄貨という形態をとるに至る。貨幣の鑄造は金属量を適當の大きさに分割し、各個片に一定の品位重量を表わす貨幣名を刻印することにはほかならないから、地金と鑄貨とはそのかぎりたんに形態の相違にすぎない。しかしながら鑄貨の出現は、貨幣の発展のうえで重要な意味をもっている。それは一方において、貨幣の流通を飛躍的に増進し、商品流通の発達に寄与する。けれどもそれは他方において、貨幣にたいする国家干渉の契機となる。なるほど貨幣の鑄造は金属量の分割と鑄貨名の記入にすぎず、技術的なことに属する。しかし重量を保証する刻印は社会的通用性をもたねばならないから国家の權威を必要とし、また鑄造や通用にかんする技術的細目も法律をもって制定せねばならないので国家の管掌するところとなる。こうして鑄造高権は国家権力の一象徴であると見なされるに至るのである。

鑄貨は金属貨幣の流通にふさわしい形態である。それは量られる貨幣を数えられる貨幣に転化させ、そのことによって貨幣流通を著しく円滑にする。ところでこの鑄貨の鑄造高権が国家に帰属しているということは、鑄貨に国民性を附与することになる。鑄貨制度において基本的な規定は、造幣価格の決定と無制限法貨たることの宣言である。前者は価格標準を定める（たとえば標準金1オンス=3ポンド17シーリング10 1/2ペンス）ことにほかならないが、それが妥当するのはむろん一国内だけである。後者は本位鑄貨のあらゆる支払における有効性を法定するものであり、その受領義務が国内に限られることこれまた自明である。このように鑄貨はまったく国民的貨幣である。だから